

しんきんテレホンバンキングサービス規定

「しんきんテレホンバンキングサービス」のお取引については、本規定によりお取扱いいたします。

北門信用金庫
(令和5年8月1日公表)

1. しんきんテレホンバンキングサービス

(1) しんきんテレホンバンキングサービスとは

しんきんテレホンバンキングサービス（以下「本サービス」という。）とは、預金者（以下「利用者」という。）の電話による依頼に基づき、残高照会等を行うサービスをいいます。なお、本サービスの種類については当金庫が別途定めるものとし、利用者に通知することなく変更することがあります。

(2) 本サービスの利用

本サービスの利用対象者は、キャッシュカード発行済口座を保有している方とします。ただし、キャッシュカード未発行の当座預金・普通預金については、別途本人確認のための暗証番号登録が必要となります。

(3) 利用できる電話機

本サービスを利用する際に使用できる電話機の種類はプッシュ回線もしくはトーン切り替えのできる電話機とします。なお、携帯電話・PHSをご使用の場合は、お取引の途中で回線が切断される恐れがありますので、十分注意してお取扱いください。

(4) 取扱日、取扱時間

本サービスの取扱日、取扱時間は当金庫が別途定めるものとし、利用者に通知することなく変更することがあります。

(5) 規定の遵守

利用者は、本規定の内容を十分理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

2. サービス内容

利用者からの電話に基づき、利用者名義預金の残高照会および入出金明細照会の内容をお知らせします。

(1) 残高照会、入出金明細照会については、利用者からの電話受付時に確認した口座を対象とします。

(2) 入出金明細照会の出力明細は、照会日を含め2か月以内の最新10明細とします。

3. 本人確認

(1) 暗証番号

電話による利用者の本人確認は次の第2項の方法によるほか、当金庫所定の方法により行うものとします。

(2) 本人確認手続き

以下の方法により本人の確認を行うこととします。

① 利用者が電話により取引の依頼を行う場合、当金庫の指定するテレホンバンキングセンターに電話し、支店番号、科目、口座番号、暗証番号を電話機により入力してください。

② 前項の入力を受信し、その内容が当金庫の登録内容と各々一致した場合には、当金庫は利用者からの依頼とみなし、取引の依頼を受け付けます。

(3) 暗証番号の管理

暗証番号は、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。

(4) 暗証番号の無効

当金庫が定めた回数以上連続して暗証番号を誤入力された場合、本サービスの取扱いは無効となります。この場合、当金庫営業日に窓口において所定の手続きを行ってください。

4. 取引の依頼

(1) 取引の依頼方法

利用者は、前記第3条第2項の本人確認手続きを経た後、取引に必要な所定の事項を当金庫が指定する方法により、正確に入力のうえ、取引を依頼してください。

(2) 取引の確定

当金庫が取引を受け付けた場合、利用者に対し、取引内容の確認を当金庫所定の確認方法で行いますので、依頼内容が正しい場合、当金庫が定めた取引内容でご案内いたします。

(3) 取引の成立

前項の取引依頼の確定をもって取引が成立したものとします。

(4) 依頼内容に不備があったとしても、これによって生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

5. 通知、照会の連絡先

当金庫より利用者に通知、照会をする必要がある場合、口座開設店にお届けされている住所、電話番号を連絡先とします。なお、お届け先の住所、電話番号の不備または電話の不通等により、通知、照会することができなくても、これによって生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

6. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

7. 規定の準用

この規定の定めのない事項については、当座勘定規定、普通預金規定（総合口座を含む）、キャッシュカード規定等により取扱います。

8. 本サービスの終了

(1) 本サービスは、利用者が当金庫所定の用紙により利用停止のお申し出があった場合、利用取引の終了をすることができます。

(2) 本サービスは、利用者がこの規定に違反した場合等、当金庫が終了を必要とする相当の事由が生じたときいつでも終了することができます。

9. 免責事項

(1) 当金庫は前記第3条第2項により本人確認手続きを経た後、取引を行った場合は、電話した利用者を本人とみなし、暗証番号等の不正利用、盗聴その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

(2) 天災、火災、騒乱等の不可抗力、通信機器、回線、コンピュータの障害ならびに電話の不通等、当金庫の責めによらない事由により発生した損害については、当金庫は一切責任を負いません。

以上
令和5年8月1日現在